

## 「吉野町第2次障害者基本計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果と意見に対する吉野町の考え

### 1. 意見募集期間

平成25年1月10日（木）～平成25年1月31日（木）

### 2. 提出された意見の件数

7件（2名）

### 3. 住民意見の内容

No.	ご意見の趣旨	ご意見に対する吉野町の考え
1	町営住宅に入居する方の為に、段差のないトイレや風呂が整備された部屋が1、2室あるといい。	本計画では、「第4章 各施策の推進」の「第4節 - 1 すべての人にやさしい生活環境の整備」の施策・事業において、「住宅生活を可能にする住宅の整備」について明記しております（P50）。そこでは、「町営住宅の建て替えや全面改善において、ユニバーサルデザインに基づく住環境の整備に努める（以下略）」とあり、ご意見にあるように、障害のある人等が安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化をより一層進めていきたいと考えています。
2	介護サービスを受けて初めて手すりを付けてもらい、ありがたいとわかった。言いにくいし見栄もあるけれど、やはり必要としている人たちに声をかけてくれる人がいればいいと思う。声をかける制度があるといい。	本計画では、「第4章 各施策の推進」の「第2節 - 2 情報提供の充実」の施策・事業において、「障害のある人の施策に係る情報提供」について明記しております（P36）。そこでは、「障害のある人の施策に関する情報について、多様な媒体を通じて発信し、情報を必要とする障害のある人等の円滑なサービス利用につなげます」とあり、福祉サービスの情報提供を充実していくことで、サービス利用の促進を図っていきたいと考えています。
3	相談員に精神障害がないので相談支援を精神障害者がどうやって受けるのか施策が必要ですね。微増という実態に応えてほしい。	本計画では、相談支援員の人材育成について、「第5章 計画の推進体制」の「第2節 - 4 障害のある人を支援する人材の育成確保」（P55）を定めています。そこでは「（中略）特に体制の確立が遅れている精神障害のある人を支援する人材の確保に努めます」と明記しており、今回頂いた精神障害のある人に対する相談支援についてのご意見が含まれていると考えます。

No.	ご意見の趣旨	ご意見に対する吉野町の考え
4	難病患者の範囲拡大や支援対象について情報を必要とする人達の所に届きにくい。どうやって支援を推進するか、P52の防犯なども「広報」「ホームページ」等では情報が伝わらない。個別郵送や手渡しなど、施策として持つべき。	本計画では、「第4章 各施策の推進」の「第2節 - 2 情報提供の充実」の施策・事業において、「効果的なサービス情報の提供」について明記しております（P36）。そこでは、障害のある人が福祉に関する情報を得る機会を確保するためにケーブルテレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、情報提供の充実に努めることを明記しております。また、防犯に関する情報提供についても、「第5章 計画の推進体制」の「第1節 - 3 地域との連携」において、民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるよう支援し（P53）、地域と連携しながら見守りの中で必要な情報を提供していきたいと考えています。
5	生活の安定支援 精神障害者の医療費は3割負担で高額のため、大変です。国策とはいえ、安定支援のために吉野町ができる事を施策に盛り込んでほしい。	ご意見のとおり、医療費等に関しては国が定める内容となります。本町と致しましては、国への要望を通じて安定支援の充実を図っていきたいと考えております。
6	精神保健では、「心の健康」「社会復帰」「自立」が困難な精神障害者もいます。はったつしょうがい、統合失調症、摂食障害など具体的に何が支援できるか施策として入れてほしい。	<p>本計画では、「第4章 各施策の推進」の「第2節 - 1 相談支援体制の充実」の施策・事業において、各種相談窓口の周知について明記しております（P34）。各種相談窓口の周知を図り、個人の様々な障害に応じたサービスに繋げることで、社会の中で十分に理解されていない障害のある人に対する支援を行っていききたいと考えています。</p> <p>また、相談窓口では障害のある人と相談相手となる職員が継続的な関係を築くことが重要であり、相談支援の充実に繋がると考えています。</p> <p><b>素案の修正箇所</b></p> <p><b>P34の施策・事業「相談支援」の内容、各種相談窓口の周知を図ります。</b></p> <p><b>個人の様々な障害に応じた相談に対応していけるよう、各種相談窓口の充実</b></p>
7	4の人材育成支援と同時に家族や介護者支援でレスパイトという文言を入れてほしい。	<p>本計画では、「第4章 各施策の推進」の「第2節 - 4 生活を支援する福祉サービスの充実」の現状と課題において、家族や介護者支援の必要性について明記しており（P39）、レスパイトケアの必要性という部分が含まれていると考えます。</p> <p><b>素案の修正箇所</b></p> <p><b>P39の現状と課題の内容、障害ある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の介助、援助者の負担の軽減など家族等に対する支援も含め、(以下略)</b></p> <p><b>障害ある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の介助、援助</b></p>